○近畿地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第五十五号南部大阪都市計画道路事業三・四・二百十九―九号池上下宮線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第六十八号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百十九―七号大阪岸和田南海線及び三・四・二百十九―十四号泉大津阪本線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第十六号備後圏都市計画道路事業三・五・四百七号長江線及び三・五・四百十三号久保長江線

三　事業施行期間　自平成十六年二月二十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十六年中国地方整備局告示第十六号の事業地のうち長江三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四三三番一から同市玉島阿賀崎字亀崎二四三六番一まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三原市本郷町南方字二本松八八五三番一から同市本郷町南方字三枚一三九六番一まで	前	一〇・四〇～一四・七〇メートル	一一・〇〇～一八・三〇キロメートル
	後	一〇・〇〇～一四・七〇メートル	一一・〇〇～一八・三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号　三原市本郷町南方字二本松八八五三番一から同市本郷町南方字三枚一三九六番一まで　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○四国地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月三十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字横野地内	改築	平成二十三年三月三十一日

○九州地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八女市立花町谷川字樋渡一〇九二番一地内	前	一五・〇六～二二・六二メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	一五・七四～二二・六二メートル	〇・〇二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所